

平成31年第1回養老町定例会会議録

平成31年第1回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成31年3月4日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 平成31年度町長施政方針の説明
- 日程第5 議案第1号 養老町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 養老町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 発議第1号 養老町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 町道路線の廃止について
- 日程第19 議案第14号 町道路線の認定について
- 日程第20 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第21 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第22 議案第15号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第23 議案第16号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第17号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第25 議案第18号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第19号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第20号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第21号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第22号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第30 議案第23号 平成31年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて
- 日程第31 議案第24号 平成31年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
- 日程第32 議案第25号 平成31年度養老町一般会計予算
- 日程第33 議案第26号 平成31年度養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第34 議案第27号 平成31年度養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第35 議案第28号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第36 議案第29号 平成31年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 日程第37 議案第30号 平成31年度養老町上水道事業会計予算
- 日程第38 議案第31号 平成31年度養老町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第39 議案第32号 平成31年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第40 議案第33号 平成31年度養老町介護保険事業特別会計予算
- 日程第41 議案第34号 平成31年度養老町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第42 議案第35号 平成31年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第43 選任第1号 予算特別委員会委員の選任について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	北倉義博	2番	岩永義仁
3番	長澤龍夫	4番	大橋三男
5番	三田正敏	6番	吉田太郎

7番 早崎百合子
9番 田中敏弘
11番 林輝見
13番 水谷久美子

8番 野村永一
10番 松永民夫
12番 青山貞一

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	柏渕裕昭
教育長	並河清次	総務部長	田中信行
総務部総務課長	中島恵美	総務部企画政策課長	川地憲元
総務部税務課長	西川敏明	住民福祉部長兼健康福祉課長	久保寺利明
住民福祉部住民人権課長	伊藤幸広	住民福祉部子ども課長	川口智也
住民福祉部生活環境課長	渡辺章博	産業建設部長兼水道課長	田中一也
産業建設部課長	前田勝治	産業建設部農林振興課長	松岡弘泰
産業建設部企業誘致・商工観光課長	大倉修	産業建設部建設課長	高橋正人
会計管理者兼会計課長	野村博治	教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長	佐藤嘉但
教育委員会教育総務課長	田中隆	教育委員会生涯学習課長	古川一夫
消防長	三和隆夫	消防次長兼予防課長	吉田英之
消防総務課長	廣澤幸雄	警防課長	三輪則夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 藤田勝彦 議会事務局書記 稲川諭実彦

(開会時間 午前9時25分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

定刻にやや早いようでございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

それでは、平成31年第1回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部の皆様方には、御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席でございます。

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開会中、議場内の会議の状況について、取材のため写真撮影を許可いたしました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから平成31年第1回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

養老町議会会議規則第127条の規定によって、2番 岩永義仁君、3番 長澤龍夫君、以上2名を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、2月25日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会報告をします。

去る2月25日午前10時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、第1回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、3月4日月曜日から3月20日水曜日までの17日間で、本会議の開会時間を午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 平成31年度町長施政方針の説明、6. 議案の提案説明及び委員会付託、7. 町政一般に関する質問、8. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

一般質問は、議会 2 日目の 3 月 19 日火曜日に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案につきましては、条例制定及び一部改正 13 件、町道路線の認定等 2 件、人事案件 2 件、平成 30 年度繰り入れの変更 1 件、平成 30 年度一般会計及び特別会計補正予算 6 件、平成 31 年度特別会計の繰り入れ 3 件、平成 31 年度一般会計・特別会計等予算 11 件、特別委員会の委員の選任 1 件、以上合計 39 件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第 5、養老町犯罪被害者等支援条例の制定についてから日程第 28、平成 30 年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）までのうち、日程第 17、日程第 20、日程第 21 及び日程第 23 を除く計 20 件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し審査すること。

次に、日程第 17、養老町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例については、議会初日に議員発議により上程し、提案議員より説明を受け、質疑を行い、討論を経て採決すること。

次に、日程第 20 及び日程第 21、人権擁護委員候補者の推薦についての計 2 件は、人事案件につき、議会初日に一括上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し採決すること。

次に、日程第 23、平成 30 年度養老町一般会計補正予算（第 6 号）については、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を経て採決すること。

次に、日程第 29、平成 31 年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰り入れについてから日程第 42、平成 31 年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計 14 件は、議会初日に一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、予算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任し、休会中に審査願うこと。

そして、議会最終日には常任委員会へ付託した計 20 件及び予算特別委員会へ付託した計 14 件は、それぞれ一括議題として上程後、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質問を経て、付託議案ごとに討論を経て採決すること。

なお、議案審査の付託先である予算特別委員会は 3 月 8 日金曜日、11 日月曜日及び 12 日火曜日の 3 日間とも午前 9 時から、総務民生委員会は 3 月 7 日木曜日の午前 9 時 30 分から、産業建設委員会は 3 月 7 日木曜日の午後 1 時 30 分から開催するよう、各委員長へ要請すること。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日 3 月 4 日

から3月20日までの17日間にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月4日から3月20日までの17日間と決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により平成31年1月分の現金出納検査結果報告書が、また同法第199条第9項の規定により平成30年度事業監査結果報告書が議長に提出をされております。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第4、平成31年度町長施政方針の説明を議題といたします。

ここで町長の挨拶をいただき、引き続き町長施政方針の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、足元の悪い中を平成31年度の養老町議会定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日は足元の悪いということですが、一雨ごとに春の気配が強くなってくるような気がいたしております。

そんな中で、各地で公民館活動が熱心に行われているわけですが、どの地域に行っても本当に各団体の方々、それから学ばれたこと等の展示を、すばらしい展示品が出ているというふうに思っております。養老町は本当にどの地区においても、つながりの強い地域であるということを実感するわけですが、こういった力が、今大変厳しい高齢化、少子化、そして災害のときにも必ずや大きな力となるであろうということを実感しているところでございます。

今回の定例会には、多くの議案を提案させていただいております。特に、平成31年度の予算につきまして、皆様方に慎重審議よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、平成31年度予算並びに関連諸議案の御説明をさせていただきたいと思っております。

本日ここに、平成31年第1回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え何かと御多用にもかかわらず、御参集いただきまことにありがとうございます。

本年最初の定例会に当たり、平成31年度予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、町政運営に臨む所信の一端と主要施策の大要を申し上げたいと存じます。

私は町政3期目を迎え、3カ月が経過しようとしております。本年5月には新元号へ

の改元を控えておりますが、元号を町名に持つ本町は、いつまでも住み続けられる町として今後も発展・飛躍していかなければなりません。

また、人口減少、少子・高齢化が進行する中、町民の生命、財産、さらには生活を守るため、これまでの既成概念にとらわれることなく変化への挑戦を続けていき、それが好機になると考えております。Challenge to change is chanceでございます。

さて、本町を取り巻く環境は、人口減少、少子・高齢化など厳しい局面に立たされており、養老町人口ビジョン・「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略における人口推計では、2040年の人口の将来目標を2万3,000人に設定いたしております。今後は、新たなまちづくりビジョンの策定とあわせて、この人口推計の修正も行ってまいりたいと考えております。

これまでも人口減少対策として移住・定住施策を展開してまいりましたが、子育て世帯への補助に限らずU I Jターンや3世代同居、さらには2キロ以内への近居にも着目し、経済的に支援することで幅広い世代のきずなを大切にまいります。また、空き家対策、子育て支援についても事業を創設、拡充いたします。

私が町長に就任して以来、一貫して協働のまちづくりの重要性を説明してきました。地域自治町民会議が設立された3地区では、地域の課題を解決するための取り組みや地域防災力向上に向けた取り組みにも着手され、地域の特色を生かした独自の事業も動き始めています。これからも、地域活性化につながる事業に対しては強力に支援してまいります。町内各地域の活動は、本町のまちづくりに大きく寄与します。今後も、未設置の地区へ積極的に働きかけてまいりますので、より一層御理解と御協力をお願いいたします。

さらに重要なのは、企業誘致の推進であります。本年度においては、ネクスト100プロジェクト事業を新たに立ち上げ、本町の基幹産業である食肉をPRするとともに、本町の伝統・文化を振り返り、地域活性化にもつなげる事業をブラッシュアップして、まるごと肉まつりや養老フェスタを開催いたしました。そして、確実に観光誘客数も110万人を超えております。

このような中で、一昨年に東海環状自動車道・養老インターチェンジ、昨年には養老サービスエリア・スマートインターチェンジが開通したことから、本町へのアクセスは格段に向上しており、この立地ポテンシャルを生かしながら町内への新たな企業進出を積極的に後押ししてまいりたいと考えております。

平成31年度予算編成。

本町の財政状況につきましては、平成29年度の経常収支比率は88.7%と依然として高い水準にあり、健全化判断比率においても実質公債費比率は若干改善したものの、将来負担比率については8.6ポイント悪化いたしました。地方債の現在高が平成19年度以降、年々増加し続けているなど、引き続き厳しい状況が続いております。

新年度の予算規模については、一般会計が前年度比23.2%増の129億800万円と過去最高となったほか、国民健康保険特別会計など9つの特別会計及び企業会計は、前年度比1%増の80億3,940万円で、総額は前年度比13.6%増の209億4,740万円となりました。

一般会計予算の歳出面では、町税については、固定資産税は新築家屋の評価等の増により、軽自動車税は環境性能割の導入により増収を見込みましたが、町民税は人口減少等により、たばこ税は健康志向の高まりで税率引き上げにもかかわらず減収見込みとなり、前年度から微減の33億7,055万円を計上いたしました。地方交付税については、平成31年度地方財政計画では交付税総額前年度比1.1%増とされておりますが、平成30年度の実績対比0.9%減で計上し、総額では前年度比2.7%増の21億7,300万円を見積もりました。

また、町債については、地方財源の不足に対処するため臨時財政対策債に3億7,980万円を見込み、養北こども園新園舎建設工事の児童福祉施設整備事業債及び学校教育施設等整備事業債にそれぞれ2億4,070万円と8,340万円、防災行政無線デジタル化整備工事の緊急防災・減債事業債9,190万円、道路整備事業として地方道路等整備事業債に1億2,890万円など、総額で9億5,980万円を計上いたしました。

主要施策でございます。

それでは、予算の大要について、第5次総合計画に掲げる4つの主要施策を中心に順次御説明申し上げます。

1. 輝く人のまち【人】。

まず学校教育についてであります。

養老町教育大綱に基づき、人権教育や命を守る教育を一層充実させるとともに、学校、家庭、地域社会が協働して取り組みながら「ひとりひとりが輝くまち養老」を目指し、ふるさと養老への誇りや愛着を醸成することにより、養老町で子供を育ててよかった、養老町の園、学校で学ばせてよかったと誰もが実感できる教育を進めてまいります。

また、学校と地域が一体となり、子供の成長を支えるコミュニティ・スクールの趣旨を一層広めるとともに、土曜授業等では「ふるさと養老テキスト」を活用した教育やキャリア教育を推進することにより、本町の歴史・文化に対する理解や生きる力を養うなど、創意工夫ある教育の推進に努めてまいります。

子供の貧困対策の一環として取り組んでいる地域による学習支援、スマイルゲンちゃん学習会については、生活保護世帯のひとり親家庭に加え、授業への参加が難しい児童・生徒も新たに対象とすることで、さらに多くの子供たちが家庭の事情等にかかわらず未来に希望を持ち、学習に取り組めるよう支援していきます。また、困難を抱える家庭の子供に食事を提供しているこども食堂についても、実施回数をふやし、多くの子供たちが安心して過ごせる環境づくりを進めてまいります。

学校施設や学習環境については、良好な環境を確保することにより子供たちが集中し

て学習に取り組めるよう、本年度の国の補正予算を活用し、笠郷小学校を除く小学校6校の空調設備を整備します。さらには、ICT教育を推進するため、未整備であった小学校5校にタブレット端末を整備するとともに、プログラミング学習用キットも整備してまいります。

次に、青少年育成についてであります。

全国から応募していただいております「家庭の絆・愛の詩」募集事業につきましては、第20回を迎える記念すべき年であり、「誇りと愛着が持てる 絆を大切にすまち」を目指し、親孝行のふるさと養老をさらに全国へ発信してまいります。

次に、生涯学習についてであります。

町民憲章の実践と、生涯学習の推進母体である「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議の各種事業を一層推進するとともに、これからも町民会館、中央公民館、地区公民館を中心に、町民の自主的、自発的な学習活動の機会を提供し、生涯学習の充実を図ってまいります。

次に、生涯スポーツについてであります。

1 町民1スポーツを推進し、町民の声を反映したスポーツ環境の整備を進めるため、養老町スポーツ推進計画を改定いたします。また、子供からお年寄りまで気軽に取り組むことができるバルシューレやノルディックウォーキングを普及するとともに、“絆”ウォーキングやバルシューレチャンピオンシップ等を実施し、スポーツを通じた町の魅力発信に努めてまいります。

次に、人権についてであります。

社会情勢の変化とともに、複雑多様化する人権問題に対応するため、町民意識調査等を実施し、養老町人権教育・啓発に関する基本計画の改定に着手いたします。

2. 活力あるまち【基盤】でございます。

まず公共交通についてであります。

養老鉄道養老線については、今後も沿線7市町で協力して支援を行うとともに、養老線交通圏地域公共交通網形成計画に基づき利用促進に取り組んでまいります。

また、養老町地域公共交通網形成計画の策定により、現状の公共交通の再検証を実施し、本町独自の公共交通網を構築することで住みよいまちづくりを目指します。

次に、道路網についてであります。

東海環状自動車道については、引き続き養老インターチェンジ以南の県境間の早期開通について強く要望してまいります。

また、県道については養老サービスエリア・スマートインターチェンジと連絡する（仮称）橋爪大橋の早期完成を強く要望するとともに、幹線道路整備を引き続き要望してまいります。さらに、町道については町民生活を支える社会基盤として適切な整備と維持管理を行い、安全で快適な通行空間の確保を図ります。

次に、情報基盤についてであります。

防災行政無線については、現在アナログ方式で運用しておりますが、本年度にデジタル化に向けた実施設計を行いましたので、新年度より2カ年計画で工事を実施するとともに、屋外拡声子局の増設等による音声の明瞭化や、防災アプリ等の導入による情報伝達手段の充実も図ってまいります。

次に、市街地、集落環境についてであります。

2020年に予定している都市計画区域マスタープランの改定に向けて、持続的に発展していくための魅力的なまちづくりが行えるよう、集約型の都市構造を目指した養老町都市計画マスタープランを策定いたします。また、旧田園エリアの推進を民間主導で行えるかどうか協議してまいります。

次に、住環境についてであります。

適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等の対策については、解決に向けて特定空き家などの認定を行い、法的措置を含めた対応を実施し、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

また、特定空き家等にしないために、所有者等への適切な管理を啓発するとともに、空き家・空き地バンクや移住定住促進事業、新たに創設する空き家利活用促進事業の活用を促し、人口減少対策や定住人口の確保に努めてまいります。

改良住宅については、適切な管理の向上に向けて法的措置を含む毅然とした対応を引き続き行っていくとともに、住宅譲渡に向けた環境整備として、住宅宅地の測量、分筆も実施してまいります。

次に、上下水道についてであります。

上水道事業は、西部簡易水道区域の上水道統合について、関係住民により同意されましたので、来年度より事業を計画的に実施してまいります。

また、下水道事業は集合処理から個別処理への方針転換に伴い、合併処理浄化槽のさらなる普及促進のため、住宅に設置する場合に交付する補助制度を拡充いたします。

次に、農林業についてであります。

民間事業者が計画している野菜処理加工施設や高度環境制御栽培施設の整備に対し、国の産地パワーアップ事業補助金を活用して支援を行うとともに、町内における加工業務用野菜や施設野菜の栽培振興を図り、産地の高収益化に向けた取り組みを促進します。

土地改良事業については、土地改良区の合理化に向けた協議を加速させるとともに、農業基盤に係る総合整備構想の策定に取り組んでまいります。

森林の整備については、観光景観林総合整備計画に基づき、養老公園周辺のエリアにおいて桜やカエデなどの植栽を地域との協働により進め、養老公園の魅力向上や交流人口の増加につなげます。

食肉事業センターについては、HACCPに基づく衛生管理への対応を行うとともに、

新施設の建設促進に向けて関係機関との協議を進めてまいります。

次に、商工業についてであります。

19品目ある特定ブランド認証品を初めとする本町の特産品を物産展等の活用により全国にPRするとともに、新たな特産品開発の支援を行うことにより町内事業者の育成、産業の活性化に取り組んでまいります。

企業誘致については、地域未来投資促進法による支援や地方創生推進交付金を活用し、新たに町内へ進出する企業や町内企業の事業拡充をサポートすることにより雇用、就労機会の創出をあわせて図ってまいります。また、労働人口の減少により、高齢者の活用や雇用にも力を入れてまいります。

次に、観光についてであります。

観光交流人口をより拡大するため、養老サービスエリアにおいて特産ブランド認証品の販売を中心とした観光物産展を実施いたします。また、2020年には養老公園が開園140周年を迎えることから、県はもとより関係機関と連携して誘客事業を実施し、記念すべき年に向けた機運の醸成を図ってまいります。

3. 安心・安全なまち【暮らし】でございます。

まず子育て支援についてであります。

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場をふやすため、既に常設している地域子育て支援センターを拡充し、中央公民館において「出張ひろば」として実施することで地域の子育て支援サービスの充実を図ります。

また、地域や社会が寄り添い、よりよい親子関係を形成するとともに、子供の健やかな育ちを実現するため第2期養老町子ども・子育て支援事業計画をニーズ調査に基づき策定いたします。

養北こども園の新園舎については、2020年の開園を目指し建設工事を継続して行い、子育て支援環境の整備を進めてまいります。

次に、健康づくりについてであります。

がんの早期発見・治療に結びつけるワンコイン検診を継続するとともに、2020年のマイナポータルによる母子保健情報の利活用に向けたシステム改修や、子育て支援アプリを新たに導入いたします。

国民健康保険事業については、日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を行っておりますが、重症化による療養費の増加を抑制するため、特定健診の受診率向上や未受診者診療情報提供事業をより一層推進し、今後も財政運営の安定化を目指してまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

2020年に岐阜県において全国健康福祉祭、いわゆるねんりんピックが開催され、本町ではペタンク競技を担当いたします。新年度に、ねんりんピック岐阜2020養老町実行委

員会（仮称）の設置とリハーサル大会を実施し、本大会に向けて準備を進めてまいります。

また、第7期養老町介護保険事業計画に基づく施策に関し、引き続き小規模多機能型居宅介護施設を1施設整備できるよう事業者の募集を行ってまいります。

さらに、これまでの認知症予防教室に加え、住民主体で認知症予防に取り組む新たなリーダーを養成するための脳活リーダー研修をスタートさせます。

次に、障害者福祉についてであります。

障害者を対象とした地域における相談支援体制を強化するため、本町と垂井町、関ヶ原町の3町圏域で基幹相談支援センターの共同設置を進め、圏域のネットワーク化と総合的、専門的な窓口の運営を図ってまいります。

次に、消費生活についてであります。

消費者トラブルを未然に防ぐための啓発活動並びに県及び西濃5町と連携した消費生活相談窓口の開設を継続し、消費生活の安定と向上を図ってまいります。

次に、防災についてであります。

民間ブロック塀等の撤去等に係る支援制度が国の住宅・建築物安全ストック形成事業において新たに創設されましたので、当事業を活用し建築物等耐震化促進事業の一つとして補助を行ってまいります。

治水対策事業については、国の直轄管理の牧田川において、金草川合流部の樋門改修や河道掘削を継続して要望してまいります。県管理河川においても、津屋川改修工事や河道内の樹木伐採などを引き続き要望してまいります。

南直江地区の床下浸水対策としましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、雨水公共下水道事業で一日も早い排水ポンプ施設設置に努めてまいります。

消防本部については、さまざまな災害に対応するため消防訓練施設の充実を図り、各種災害に対応してまいります。

消防団につきましては、一部活動内容を見直すなど、引き続き審議会でも協議してまいります。また、災害現場で活動する団員用の身体保護装備品を整備し、迅速で安全な消防活動ができるよう取り組んでまいります。

4. 地域経営の推進でございます。

最後に、自治体経営についてであります。

既存の公共施設等の維持管理については、長期的な視点から施設等の計画的、効率的な更新、統廃合、長寿命化を図り、適正な施設等の配置及び財政負担の軽減・平準化により人口減少社会に対応できるよう取り組んでまいります。

また、納税の利便性の向上を図るため、これまで口座振替やコンビニ納付の導入など納付環境の整備を進めてまいりましたが、本年5月からは全ての町税について、納期限内であればインターネットを利用したクレジットカードによる納付が可能となります。

今後も、税の公平性を確保するために、適正な課税はもとより町税の納期内自主納付の促進や、滞納処分の実施により自主財源の確保と収納率の向上に努めるとともに、臨戸徴収を含め滞納整理をより一層強化してまいります。

ふるさと納税につきましては、本町の産業、観光の魅力を発信する重要なツールとしてさらなる内容の充実を図り、全国の方から応援していただける魅力ある寄附金制度としてまいります。

以上、町政運営の所信の一端と主要施策について申し述べてまいりましたが、これら諸施策の実現に当たりましては、意思決定機関である議会や町民の皆様の御意見を伺いながら、職員と一丸となって努力してまいります。

議員各位及び町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（大橋三男君） 町長の施政方針の説明が終わりました。

○議長（大橋三男君） それでは、議案の審議に入ります。

初めに、日程第5、議案第1号から日程第16、議案第12号までの12議案を逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第5、議案第1号 養老町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第1号 養老町犯罪被害者等支援条例の制定について、説明をさせていただきます。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成16年、犯罪被害者等基本法が制定され、地方公共団体は犯罪被害者等の国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の実情に応じた施策の策定及び実施する責務を有することから、犯罪被害者等のための総合的な施策を推進するため、養老町犯罪被害者等支援条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に定める基本理念に基づき、国・地方公共団体及び警察等関係機関が連携・協力し、犯罪被害者等支援に関する施策及び実施の責務が課されております。

犯罪被害に遭われた方やその御家族、あるいは御遺族が再び平穏な生活を営むことが

できるよう、犯罪被害者等の抱える問題は多岐に及ぶため、さまざまな支援が必要となることから、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等への支援の充実や町民の理解、協力等の観点から本条例を制定するものでございます。

本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例案は第1条から第11条の構成になっております。

まず第1条におきましては、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定するものであります。

第2条では、本条例における用語の定義を規定するものであります。

第3条では、犯罪被害者等の支援に関する町の基本理念を規定するものであります。

第4条から第6条までは、犯罪被害者等への支援に関し、町、町民及び事業者の責務についてそれぞれ規定するものであります。

第7条では、町が犯罪被害者等に対し、相談及び情報の提供等を行うことについて規定するものであります。

第8条では、町が犯罪被害者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、経済的な支援について規定するものであります。

第9条では、町が犯罪被害者等に対し、2次的被害の防止の重要性など支援に必要な広報及び啓発について規定するものであります。

第10条では、犯罪被害者等の支援を行うための人材を育成するため、職員及び事業者等の各種研修等への参加の推進について規定するものであります。

第11条では、本条例に規定されている事項のほかに、本条例の施行に関し必要な事項を規則により定めることを規定するものであります。

また、附則におきましては、本条例の施行期日について、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 9番 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） 4点について、伺いたいと思っております。

この条例ですが、国のほうでは基本法に基づいて基本計画が第3次で立てられておりますが、本来、この条例については国で支援していくべきと、このように考えておりま

す。我々地方公共団体は支援体制に協力していく立場ではないかと、このように思いますが、見解を求めます。

そして、この条例によって支援した場合、国の交付金措置はあるのか。

それから、2点目としては、県内の市町村の制定状況、また全国的にはどうなのか。

3点目としては、本条例に対して40万円予算計上してございますが、金額の根拠を求めたいと思います。

昨年、新聞報道がありましたが、9月に揖斐郡の3町が連携してこの条例を制定、施行されました。県警や揖斐署の働きかけを受けて、被害者らの生活支援を目的に、死亡の場合は遺族に30万円、重傷の場合は家族に10万円支給するもので、今後、被害者らの心のケアなどを支援としておりますが、まずもって金額の根拠を求めたいと思います。

それから、4点目として、ただいま説明がありましたが、いろいろ多岐にわたるケースが想定されますが、生活資金等の貸付制度導入の考えはどうなのか、お尋ねします。

以上、4点についてお尋ねします。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの田中議員の御質問に対しまして、私のほうから回答を申し上げます。

まず1点目でございますが、本来、国が制定、支援していくべきと考えるが、その見解はどうであるかということでございますが、犯罪被害者等基本法には、犯罪被害者等の支援に対する地方公共団体の責務が明記されており、地方公共団体におきましても犯罪被害者等に対する支援の質や接続性を担保するため、住民サービスを初めとした基本的な支援を確実に受けられるよう、地域の中で犯罪被害者等を総合的に支援する体制を構築していくために条例の制定が不可欠となり、本条例を制定するものであります。

また、全国的にも各地方公共団体におきまして条例の整備が順次なされてきていることから、犯罪被害者等が日本のどこで事件や事故があってもひとしく適切な支援を受けられるよう、市町村間の相互連携や共同もより行いやすくなるという観点から、本条例を制定するものであります。

なお、この条例により支援した場合の国の交付金措置というものはございません。

2点目でございますが、県内市町村の制定状況、また全国ではどのような状況かということでございます。

近隣市町村の制定状況につきましては、揖斐郡3町（池田町、大野町、揖斐川町）、あと輪之内町、羽島市が9月議会までに制定をされております。また、西南の管内におきましては、安八町と神戸町ほか海津市が12月議会に制定され、垂井町、関ヶ原町におきましては本町と同じ本定例会にて上程の予定をしております。

全国におきましては、平成30年4月1日現在の数字にはなりますが、全国1,721市町村のうち436市町村が制定済みであります。

3点目でございますが、死亡の場合の遺族への支給金30万円、あと重傷の場合の10万円の金額の根拠ということでございます。

犯罪被害者支援制度の岐阜県市長会統一制度につきまして基本事項を取りまとめており、犯罪被害者またはその遺族への犯罪直後の経済的困窮の救済策といたしまして基準となる金額を定めているということでございます。

各市町の判断により支給対象範囲や金額等を拡充することは妨げないとしておりますが、既に制定済みの近隣市町の状況によりますと、この基準額で規定している市町がほとんどでありますので、少なくとも県内及び近隣市町において足並みをそろえることで平等で適切な支援を受けられることを目的として支給額を決定するものであります。

4点目の生活資金等の貸付制度の導入の考えはということでございます。

こちらにつきましては、当町におきまして近隣の市町の動向を見ながら、今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第6、議案第2号 養老町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第2号 養老町職員定数条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

町内人口の高齢化による救急需要が増加しており、災害等の重複発生の対応が困難な状況となっております。このため、常備消防力の体制強化を図ることは急務であり、養老町職員定数条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 廣澤消防総務課長、補足説明。

○消防総務課長（廣澤幸雄君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

救急需要の増加についてですが、管内人口は、国立人口問題研究所の試算によりますと1995年をピークに減少し続けております。その中、救急出動件数は2010年に統計史上最高の1,712件を記録し、以降、漸減と微増を繰り返し、再び増加傾向にございます。

救急搬送人員の年齢区分ごとの内訳を見ますと、2000年の65歳以上の高齢者の搬送比率が43.6%であるのに対し、2017年度では66.6%となっております。これらのことから、人口は減少するものの高齢者の人口比率は上昇することで救急需要はさらに増加すると思われまます。

このような問題を解決するためには、常備消防の強化、つまり消防職員の増員を「60人」から「64人」に増員することが必要と考えます。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第7、議案第3号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第3号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

長時間労働の是正のための措置として、超過勤務命令の上限設定等に係る人事院規則の改正が行われ、平成31年4月1日から施行されることに伴い、本町においても国に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたし

ます。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

第8条の改正については、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項について町の規則への委任規定を設けるため、新たな項を加えるものです。

新たに規則で定める事項は、超過勤務命令の上限を定めるもので、原則として1カ月について45時間かつ1年について360時間の範囲内で、必要最小限の超過勤務を命ずることができるとするものです。

また、上限を超えて超過勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行うことが加えられます。

次に、施行日についてであります。この条例は平成31年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第8、議案第4号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第4号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

施設の効率化のため、老朽化している養老町高田公民館分室を平成30年度で閉館する

ため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 古川生涯学習課長、補足説明。

○教育委員会生涯学習課長（古川一夫君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

高田公民館分室は、平成6年に旧法務局養老出張所から移管された施設でございます。施設は老朽化により雨漏れをしており、維持管理に苦慮しております。また、利用者が限定されており、効率化、統廃合を鑑み、平成30年度末をもちまして廃止することいたしました。

改正内容につきましては、第2条中の養老町高田公民館分室、養老町高田456番地2を削り、第11条関係の使用料の関係についても別表から高田公民館分室の部を削りました。また、別表に記載の誤りがございましたので改正を行うものでございます。

この条例につきましては、平成31年4月1日から施行するものといたします。

以上で、議案第4号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第9、議案第5号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第5号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

養老町の社会体育施設の効率化を図るため、長年各種競技団体に御利用いただきましたグリーンハイツ養老運動場につきましては、平成30年度末で廃止するために本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

グリーンハイツ養老運動場につきましては、昭和48年より町の社会体育施設として各種競技団体の皆様に御利用いただきました。しかしながら、利用者の減少、または類似施設として中央公園野球場、小・中学校のグラウンドの開放等に対応できることから、施設の統廃合、効率化を視野に入れさせていただきます。地元地権者との協議の上、平成30年度末をもって施設を閉鎖するものでございます。

今後は、中央公園野球場及び学校開放等施設への利用を各種競技団体に周知するとともに、施設の統合、効率化による維持管理コストの削減を図り、より一層の住民サービスの向上に努めるものでございます。

改正内容につきましては、第2条中の養老町グリーンハイツ養老運動場、養老町小倉544番地1を削りまして、第11条の使用料の関係につきましては、別表からグリーンハイツ養老運動場の項目を削るものでございます。

なお、この条例につきましては、平成31年4月1日より施行するものでございます。

以上で、議案第9号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） ただいまの説明の中で、利用者が減少しておるといふようなことで説明があったわけですが、今までの利用者はどのような利用者があったのかということと件数、そして今までの借地料、どのくらいの借地料を払っておって、どのくらいの財政の健全化になるのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） ただいまの松永議員の御質問

にお答えさせていただきます。

まず1点目のグリーンハイツ養老運動場の利用状況でございますが、過去5年間の統計で、件数としては25%の減ということでございまして、利用料につきましても29%の減ということでございます。

それから借地料、今年度で終了予定ということでございますが、面積といたしましては1万3,660平米でございまして、平米当たり158円、借地料の金額でございまして215万8,280円ということでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第10、議案第6号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第6号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものがございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中教育総務課長、補足説明。

○教育委員会教育総務課長（田中 隆君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表をごらんください。

この改正は、学校教育法の改正、専門職大学制度の創設に付随して放課後児童健全育

成事業に従事する職員の要件を改正するもので、第10条の第3項第5号の末尾に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加えるものであります。

この条例は平成31年4月1日から施行するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

これより暫時休憩といたします。

再開は10時50分といたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第11、議案第7号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第7号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が平成30年6月8日に公布され、平成30年10月1日から施行されたことに伴い、児童扶養手当法が一部改正されたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

児童扶養手当法が一部改正され、児童扶養手当の適用期間が変更されたのに伴い、岐阜県福祉医療費助成事業補助金交付要綱の福祉医療費助成対象者の資格期間が変更されたため所要の改正を行うもので、第2条第1項第3号ア及び同項第4号アの資格期間を、現在「1月から9月」になっているものを「1月から10月」と変更するものでございます。

この条例は、平成31年10月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第12、議案第8号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第8号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

近年の葬儀の多様化と養老町斎苑の利用促進のため、祭壇の利用形態に応じてその使用料の一部を見直すものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 渡辺生活環境課長、補足説明。

○住民福祉部生活環境課長（渡辺章博君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

時代の流れとともに、葬儀に関する考え方、また少子・高齢化、核家族化などにより利用者のニーズも大きく変化し、葬儀においても家族葬、親族葬と言われるような形態が多く見られるようになりました。これらに対応するため、祭壇使用料体系の見直しを行うもので、家族葬等少人数による利用に選択肢を広げるため、東館半館の利用の場合において、祭壇の袖段を外したときに現行の3分の2の料金とするものでございます。

この条例につきましては、平成31年7月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、この条例による改正後の養老町斎苑の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をしたいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第13、議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）が平成31年1月30日に公布され、平成31年4月1日に施行されるのに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

第1条及び第3条の改正は、表記の誤りを訂正するものでございます。

第14条第2項及び第3項の追加は、引用条項であった災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条の保証人に係る規定の削除に伴い、規定するものです。

第2項は、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならないことを規定するものです。

同条第3項は、前項の保証人は連帯保証人であることと、その保証債務に災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第9条に規定する違約金を包含する旨を規定するものです。

第15条第1項は、災害援護資金の償還方法について年賦償還または半年賦償還としていたところ、月賦償還を加えるものでございます。

同条第3項は、引用条項の削除に係る規定の整備となります。

この条例の施行日は、平成31年4月1日となりますが、経過措置として附則第2項に、平成31年4月1日以前に生じた災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸し付けについて、改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条の保証人の規定がなおその効力を有することを規定するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第14、議案第10号 養老町上水道事業の設置等に関する

る条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第10号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

上水道事業における経営の基本状況について、水道事業の認可変更を行ったことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町上水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）をごらんください。

第2条第3項及び第4項の改正は、平成30年度に水道事業認可変更を行ったことに伴い、給水人口を「2万9,200人」から「2万9,000人」に改め、1日最大給水量を「1万2,170立方メートル」から「1万2,080立方メートル」に改めるものです。

施行日につきましては、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第15、議案第11号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につ

いてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第11号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

学校教育法の一部改正を受け、水道法施行令及び技術士法施行規則が改正されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表をごらんください。

第3条の改正につきましては、布設工事監督者の資格について、学校教育法の一部改正または技術士法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格要件を改めるものでございます。

第3条第1項第3号において、短期大学に専門職大学の前期課程を含むこととし、それにより影響がある箇所について改正をするものです。

また、第3条第1項第8号において、技術士法施行規則にある選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合され水道環境がなくなったため、「又は水道環境」を削るものです。

第4条の改正につきましては、水道技術管理者の資格について、第3条と同様に学校教育法の一部改正する省令の施行に伴い、専門職大学の前期課程を含むこととしたことにより、影響がある箇所について、第4条第1項第2号、第4号及び第5号について改正をするものです。

施行日につきましては、この条例は平成31年4月1日から施行しますが、経過措置としまして、この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者で、選択科目として水道環境を選択した者は、改正後の条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者で、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査をしたいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第16、議案第12号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第12号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の根本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、消費税の税率が10%に引き上げられ、また各地方公共団体においても消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改正について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、養老町法定外公共物管理条例のほか22の条例で規定されている使用料等の改正を行うものでございます。

今回改正する関係条例は、次の23の条例でございます。

1. 養老町法定外公共物管理条例、2. 養老町行政財産目的外使用に係る使用料徴収条例、3. 養老町小学校及び中学校の設置等に関する条例、4. 養老町公民館設置及び管理に関する条例、5. 養老町民会館設置及び管理に関する条例、6. 養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例、7. 養老町山口会館設置及び管理に関する条例、8. 養老町体育施設条例の一部を改正する条例、9. 養老町老人福祉センター設置及び管理に関する条例、10. 養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、11. 養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例、12. 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例、13. 養老町立食肉事業センター設置及び管理条例、14. 養老町就業改善センターの設置及び管理に関する条例、15. 養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する

条例、16. 養老町農村婦人の家の設置及び管理に関する条例、17. 養老町道路占用料等徴収条例、18. 養老町都市公園条例、19. 養老町簡易水道事業給水条例、20. 養老町上水道事業分担金徴収条例、21. 養老町上水道事業給水条例、22. 養老町下水道条例、23. 養老町観光施設設置条例、以上23の条例でございます。

要旨でございますが、それぞれの条例において消費税相当分を含めた使用料等が定められており、基本的には消費税相当分の率を「100分の8」から「100分の10」に引き上げて計算し、使用料等を見直しております。

また、端数の処理については、上水道使用料、下水道使用料、簡易水道使用料、農業集落排水使用料、コミュニティ・プラント使用料、食肉事業センター使用料、行政財産の目的外使用料等については1円未満の端数を切り捨てし、その他の施設使用料等は10円未満を切り捨てております。

なお、この条例は、これまで経済事情などを考慮して消費税の増税が引き延ばしとなった経緯があることから、この条例の施行日は、法律の施行にあわせて社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行するものとします。

また、経過措置として、コミュニティ・プラント使用料、農業集落排水使用料、簡易水道使用料、上水道使用料、下水道使用料については、施行日前から継続して使用している施設の使用、また継続して供給している水道の使用で、施行日からその日の属する月の末日までの間に使用料または料金の支払いを受ける権利が確定するものの当該確定した使用料または料金については、なお従前の例によることといたします。

さらに、経過措置として、斎苑使用料については施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例によることといたします。

以上で、議案第12号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は関係条例を各常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は常任委員会に關係条例を付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は常任委員会に關係条例を付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第17、発議第1号 養老町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

提案者より提案理由の説明を求めます。

2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 上程をいただきました発議第1号 養老町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての趣旨説明をいたします。

地方自治法第112条及び養老町議会会議規則第14条第2項の規定により、養老町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成31年3月4日提出、提出者、養老町議会議員 田中敏弘、岩永義仁。

まず改正の趣旨ですが、養老町議会では平成26年12月議会にて本条例を制定して以降、町民の議会に対する信頼回復と議員の政治倫理の向上を図ってまいりました。近年では、議員に対してより高い倫理を求める機運が高くなってきています。議員一人一人のさらなる政治倫理の向上を図るために本条例を改正するものです。

要旨としまして、第3条第1項の議員が遵守すべき政治倫理基準に納税等の義務を誠実に履行すること、また暴力団その他反社会的勢力を利用し、もしくは暴力団に利用され、または暴力団等の活動に関与しないことの2項目を追加するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行します。

以上で、発議第1号 養老町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を終わります。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第18、議案第13号及び日程第19、議案第14号の2議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第18、議案第13号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第13号 町道路線の廃止について、説明をさせていただきます。

町道路線の廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回廃止する路線は、町道の整備計画に伴い、旧道を廃止するもの1路線でございます。

整理番号1の中12号線につきましては、議案第14号の町道つけかえに伴い、町道を廃止するものであります。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと思います。と存じます。

以上で、議案第13号 町道路線の廃止についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第19、議案第14号 町道路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第14号 町道路線の認定について、説明をさせていただきます。

町道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回認定する路線は、町道の整備計画に伴い、新たに認定を行うもの1路線でございます。

整理番号1の中25号線につきまして、町道つけかえに伴い、新たに町道を認定するものでございます。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと思います。と存じます。

以上で、議案第14号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査をしたいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） つけかえというようなことで理解するわけですが、距離、面積的には同等ということによろしいでしょうか。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの御質問につきまして、お答えを申し上げます。

廃止する路線につきまして、幅員が1.8メートル、延長が30.8メートル、認定する予

定の路線につきまして、幅員が4メートル、延長は30.8メートルでございます。

この幅員の差し引き分が面積の増ということになります。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第20、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第21、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案については一括議題として上程し、提案理由の説明後、質疑を行い、推薦に係る同意の人事案件につき、討論を省略し、採決を各議案ごとに行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました同意第1号及び第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてを説明させていただきます。

現在、人権擁護委員として活躍されている河合政子氏、大橋和義氏の任期が平成31年6月30日をもって満了するため、岐阜地方法務局長より後任者の推薦依頼がありました。

これを受けまして、岐阜県養老郡養老町根古地855番地、河合政子氏、69歳には、引き続きお世話いただきたく依頼した結果、承諾をいただいております。

また、大橋和義氏につきましては、その後任として、地区の区長会から岐阜県養老郡養老町中161番地、高木淳氏、62歳を新たに人権擁護委員候補者として推薦いただき、適任であると判断いたしましたので、この2名について人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、2人の人権擁護委員の任期は、平成31年7月1日から平成34年6月30日までの3年間でございます。

以上で、同意第1号及び第2号の人権擁護委員候補者の推薦についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより2議案について、順次採決を行います。

初めに、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第22、議案第15号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第15号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について、御説明を申し上げます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第19号の平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）で、歳入の減に伴い一般会計からの繰入金金を490万円増額いたしております。

養老町立食肉事業センター管理費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を5,270万円に変更するものでございます。

以上で、議案第15号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査をしたいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第23、議案第16号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

提案者より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第16号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第6号）について、御説明させていただきます。

この補正予算は、平成30年第4回養老町議会定例会において議決いただきました小学校6校の空調設備改修工事に伴う小学校校舎等施設整備事業の予算3億5,783万円につきまして、年度内に事業が完了する見込みがないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、繰越明許費を設定させていただくものでございます。十分御審議を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上で、議案第16号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第6号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第24、議案第17号から日程第28、議案第21号までの5議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第24、議案第17号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） まず提案説明を行わせていただく前に、大変申しわけないことですが、一部訂正をいただきたいところがございます。ちょっと漏れておるところがございましたので、第2表の5ページでございますけれども、繰越明許費の欄でございますが、一部漏れがございました。3款民生費、1項社会福祉費、プレミアム付商品券事業ということで190万3,000円というのが漏れてございます。民生費、社会福祉費、プレミアム付商品券190万3,000円、まことに申しわけございません。訂正のほう、よろしく願いいたします。3の民生費の障害者地域生活支援事業の後に、プレミアム付商品券事業を入れていただきたい。190万3,000円でございます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、ただいま上程を賜りました議案第17号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第7号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ7,333万8,000円を追加し、予算総額を113億2,456万1,000円とするものでございます。

主な内容は、ふるさと納税推進事業、プレミアム付商品券事業のほか、小学校校舎等施設整備事業など各事業の精算などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長（田中信行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、14ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、職員管理費で県との相互派遣を行わなかったため負担金333万8,000円を減額し、ふるさと納税推進事業でふるさと納税寄附金の増加に伴い4,786万5,000円を増額し、5目財産管理費では、説明欄2行目、電算及び文書印刷管理費で機器リース料とコピー使用料の不用額212万4,000円を減額し、6目企画費では、説明欄3行目、移住定住促進事業で建設が見込まれる子育て世帯への住宅取得支援金として助成金35万円を増額し、7目地域振興費では、協働のまちづくり推進事業で地域総合活動交付金の不用額132万3,000円を減額し、17目ふるさと応援基金

費では、ふるさと応援基金積立金 1 億78万円を増額しました。

次に、項 4 選挙費、3 目県議会議員選挙費では、統一地方選挙の投票日が決定され 3 月 29 日に告示されることに伴い、30 年度分の執行経費 129 万 6,000 円を増額しました。

次に、8 ページの歳入について説明させていただきます。

款 14 県支出金、項 2 県補助金、1 目総務費県補助金では、新たに自治町民会議設立事業に対して交付決定を受けた岐阜県清流の国ぎふ推進補助金 52 万円を増額し、10 ページの款 14 県支出金、項 3 委託金、1 目総務費委託金では、県議会議員選挙費委託金で 120 万円を増額しました。

次に、款 16 寄附金、項 1 寄附金、2 目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金（一般分）で 1 億 78 万円を増額し、繰越金で財源が不足する額 2,699 万円を増額しました。

次に、5 ページの第 2 表 繰越明許費では、平成 30 年度内に事業が完了しない公有財産及び普通財産管理費 1,306 万 8,000 円、障害者地域生活支援事業 358 万 3,000 円、プレミアム付商品券事業 190 万 3,000 円、被災農業者向け経営体育成支援事業費 271 万 2,000 円、橋梁長寿命化計画事業 881 万円、社会資本整備総合交付金事業 3,883 万 7,000 円について、繰越明許費を設定しました。

次に、第 3 表 地方債補正では、事業費の減額などにより補正後の限度額を消防施設整備事業債で 4,930 万円、小型動力ポンプ購入事業債で 360 万円、学校教育施設等整備事業債で 3 億 5,190 万円、社会教育施設整備事業債で 1 億 5,100 万円とするものです。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私からは住民福祉部の補足説明をさせていただきます。

最初に、14 ページの歳出から御説明申し上げます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、1 目社会福祉総務費の説明欄 1 行目の国民健康保険特別会計繰出金では、平成 30 年度国民健康保険基盤安定負担金の額の確定により 2,137 万円を増額いたしました。

その下、2 行目の介護サービス事業特別会計繰出金では、介護予防サービス計画費収入の増額により繰出金を 30 万円減額いたしました。

3 行目のプレミアム付商品券事業では、本年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税引き上げが低所得者や子育て世帯への消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的にプレミアム付商品券が対象者に販売されることとなることから、この業務に対応するシステム導入経費として 190 万 3,000 円を増額いたしました。

2 目老人福祉費では、老人福祉施設入所措置事業で措置入所者 1 名が退所したため、不用となる措置費 226 万 5,000 円を減額いたしました。

項2 児童福祉費、1 目児童福祉総務費の職員管理費において、臨時職員の保育士の退職等もあり当初見込みと実績見込みとの差額分で賃金1,100万円を減額いたしました。岐阜県児童福祉等対策事業及び保育対策総合支援事業では、私立園の事業が補助要件に該当しなかったため、負担金補助及び交付金を2事業で合わせて1,508万2,000円減額いたしました。認定こども園整備事業においても、県の補助要件を満たさなかったため養北こども園新園舎建設に係る40万円の財源更正を行いました。私立保育園等整備事業では、めぐみ保育園の改修工事の額の確定により負担金補助及び交付金104万6,000円を減額いたしました。

2 目児童措置費の私立保育所等運営事業では、公定価格の改定等により負担金補助及び交付金271万9,000円を予算計上いたしました。児童手当支給事業では、受給者の当初見込みと実績見込みとの差額分で扶助費1,950万円を減額いたしました。

16ページの款4 衛生費、項1 保健衛生費、1 目保健衛生総務費では、本年度の母子保健事業の養育医療の動向により扶助費の所要額62万2,000円を増額いたしました。

続きまして、8ページの歳入について御説明申し上げます。

款11分担金及び負担金、項2 負担金、1 目民生費負担金の社会福祉費負担金では、措置入所者1名の退所及び入所者のうち1名の徴収金額の変更に伴い、老人ホーム措置費負担金を75万円減額いたしました。児童福祉費負担金では、実績見込みの減により私立保育園保育料616万9,000円を減額いたしました。

款13国庫支出金、項1 国庫負担金、1 目民生費国庫負担金の児童福祉費負担金では、実績見込みの減により、保育所運営費負担金（私立）として254万2,000円を減額いたしました。保険基盤安定負担金では、負担金の確定により国民健康保険基盤安定負担金1,077万5,000円を増額いたしました。児童手当負担金では、実績見込みの減により1,365万2,000円を減額しました。

項2 国庫補助金、2 目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金では、プレミアム付商品券事業に係る事務費として、国から目安額として示されました190万3,000円をプレミアム付商品券補助金として計上いたしました。児童福祉費補助金では、めぐみ保育園の改修工事費の減により69万7,000円を減額、私立園の保育補助者雇上強化事業の補助要件非該当により442万9,000円を減額いたしました。

款14県支出金、項1 県負担金、1 目民生費県負担金の児童福祉費負担金では、国庫支出金と同様に実績見込みの減により保育所運営費負担金（私立）として233万4,000円を減額いたしました。保険基盤安定負担金では、負担金の確定により国民健康保険基盤安定負担金525万1,000円を増額いたしました。児童手当負担金では、実績見込みの減により312万5,000円を減額いたしました。

項2 県補助金、2 目民生費県補助金では、国庫支出金と同様に、補助要件非該当により低年齢児保育促進事業等で689万円を減額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、産業建設部関係につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出につきまして御説明させていただきます。

14ページの款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費の公有財産及び普通財産管理費では、旧養老自治会館解体に伴うJAへの工事負担金変更分として367万6,000円を増額いたしました。

6目企画費の地方バス路線維持管理費では、路線バスへの補助金確定により174万4,000円を減額いたしました。養老鉄道活性化事業では、烏江駅駐車場整備工事費の入札差金等により工事請負費を591万9,000円減額し、負担金では養老鉄道支援基金負担金として500万円を増額いたしました。地域公共交通網形成計画策定事業では、補助金の確定により国庫支出金の充当を150万円減額いたしました。

18目まちづくり整備基金費のまちづくり整備基金積立金では、環境整備協力費などの収入増により積立金441万7,000円を増額しました。

次に、16ページの款6農林水産業費、項1農業費、1目農業委員会費では、事業費の確定により農家基本台帳整備事業費で委託料を40万円減額いたしました。

3目農業振興費では、負担金補助及び交付金を事業費の見込みにより水田農業構造改革対策事業費で167万8,000円、元気な農業産地構造改革支援事業で936万6,000円、機構集積協力金交付事業費で239万3,000円をそれぞれ減額し、被災農業者向け経営体育成支援事業費で国・県の被災農業者向け経営体育成支援事業を活用し、台風21号により被害を受けた農業用施設の修繕等を支援する補助金として233万6,000円を増額いたしました。

次に、4目畜産業費では、養老町立食肉事業センター特別会計繰出金を使用料等の減収見込みにより490万円を増額いたしました。

5目土地改良費では、県営かんがい排水事業負担金で、入札差金により補償金を292万6,000円、多面的機能支払交付金事業で事業費の見込みにより負担金補助及び交付金を680万8,000円、土地改良促進費で事業費の見込みにより賃金74万3,000円をそれぞれ減額し、揚排水機管理手当等で事業費の見込みにより115万円を計上いたしました。

項2林業費、1目林業総務費では、事業費の見込みにより森林整備事業調査推進事業費で負担金補助及び交付金を52万5,000円、2目林業振興費では、事業費の見込みにより有害鳥獣駆除事業費で報償費366万4,000円をそれぞれ減額いたしました。

款8土木費、項3河川費、1目河川総務費の委託事業費では、津屋川改修に伴う町施行分が確定したため110万円を増額いたしました。金草川排水機操作管理費では、金草川排水機場操作業務賃金を33万7,000円増額いたしました。

次に、18ページです。

項4都市計画費、1目都市計画総務費の都市計画管理費では、都市計画マスタープラン策定業務等の入札差金により262万2,000円減額いたしました。

次に、歳入につきまして説明をさせていただきます。

8ページの款13国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、地域公共交通調査等事業の補助金が確定により150万円を減額いたしました。

次に、項3委託金、3目土木費委託金では、金草川排水機場操作業務賃金分として33万7,000円増額いたしました。

10ページです。

款14県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金で、事業費の見込みや確定により元気な農業産地構造改革支援事業補助金802万7,000円、経営所得安定対策事務費補助金87万8,000円、機構集積協力金交付事業費補助金239万3,000円、担い手経営発展支援事業補助金80万円、多面的機能支払交付金事業補助金510万6,000円、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金150万円、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業補助金140万円をそれぞれ減額し、経営体育成支援事業費補助金として177万2,000円を計上いたしました。

款16寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金では、養老鉄道支援基金寄附金として106万3,000円を増額いたしました。

款17繰入金、項1基金繰入金、6目まちづくり整備基金繰入金では、養老鉄道支援基金負担金として500万円を計上いたしました。

12ページです。

款19諸収入、項4雑入、6目雑入では、環境整備協力金335万4,000円を増額いたしました。

以上で、議案第17号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第7号）について、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 三和消防長、補足説明。

○消防長（三和隆夫君） それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

18ページの款9消防費、項1消防費、2目非常備消防費では、退職団員報償金事業で、報償費の退職報償金95万8,000円と退団記念品7万4,000円を合わせた103万2,000円で、非常備機械器具購入事業では、備品購入費として小型動力ポンプ購入入札差金35万8,000円を減額いたしました。

次に、8ページの歳入について御説明申し上げます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、6目消防費国庫補助金では、養老消防署耐震補強及び災害時救助活動拠点整備工事に伴う消防費補助金として社会資本整備総合交付金924万円を計上いたしました。

次に12ページ、款20町債、項1町債、3目消防債の消防施設整備事業債につきましては、消防費国庫補助金の交付決定により2,380万円を減額し、また小型動力ポンプ購入事業債についても70万円を減額し、合計2,450万円を補正減いたしました。

以上で、消防本部の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） それでは、私のほうから教育委員会に関する補正予算の補足説明を申し上げたいと思います。

まず、歳出から説明させていただきます。

18ページをごらんください。

款10教育費、項1教育総務費、2目事務局費の事務局事務でございますが、小・中学校における統合型校務支援システム導入に伴うネットワーク機器等の設定変更のため、委託料8万7,000円を計上いたしました。

次に、項2小学校費、1目学校管理費の説明欄1行目、小学校保健衛生事業では、自動体外式除細動器、いわゆるAED購入の入札差金として備品購入費83万6,000円を減額いたしました。また、説明欄2行目、小学校校舎等施設整備事業において、入札差金として空調設備改修工事監理・設計業務に係る委託料436万3,000円、及び工事請負費844万円をそれぞれ減額し、合計1,280万3,000円を減額補正いたしました。

さらに2目教育振興費の児童就学援助事業では、実績見込みにより扶助費140万9,000円を減額いたしました。

次に、項3中学校費、1目学校管理費の中学校保健衛生事業におきましては、自動体外式除細動器購入の入札差金として備品購入費14万円を減額いたしました。

また、2目教育振興費の生徒就学援助事業でも、実績見込みによりまして扶助費95万4,000円を減額いたしました。

続きまして、項4社会教育費、2目社会教育総務費の説明欄1行目、文化財保護事業でございますが、「郷土の先人」冊子印刷業務の入札差金として需用費87万円を減額いたしました。また、説明欄2行目の上多度公民館建設事業につきましては、入札差金として工事請負費350万円、及び備品購入費120万円をそれぞれ減額いたしまして、合計470万円を減額補正いたしました。

次に、3目公民館費の公民館維持管理費では、中央公民館等の冷暖房に係る燃料費につきまして実績見込み額が当初予算額を上回りましたので、不足する需用費50万円を増額し、自動火災設備更新工事の入札差金分として工事請負費300万円を減額、差し引き250万円を減額補正いたしました。

また、7目図書館費の図書館維持管理費におきましては、図書購入に係る寄附採納に伴い備品購入費10万円を増額いたしました。

次に、20ページをごらんいただきたいと思います。

款11災害復旧費、項3公共文教施設災害復旧費、1目公共文教施設災害復旧費でございますが、小学校2校に係る修繕の入札差金として需用費19万円を、また小学校3校、中学校2校、東部中学校ナイター設備及び町営笠郷テニスコートに係る復旧工事の入札差金として工事請負費487万9,000円をそれぞれ減額し、合計506万9,000円を減額補正いたしました。

また、項4その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目その他公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、産業文化会館屋上防水改修工事の入札差金として工事請負費123万3,000円を減額させていただきました。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、5目教育費国庫補助金の2節小学校費補助金では、特別支援学級及び要保護就学援助費補助金において16万3,000円を、また3節中学校費補助金でも同補助金に関して11万1,000円をそれぞれ実績見込みにより減額させていただきました。

次に、10ページの款14県支出金、項3委託金、6目教育費委託金の1節教育総務費委託金では、小・中学校の統合型校務支援システム導入に伴う委託費として8万6,000円を計上いたしました。

次に、款16寄附金、項1寄附金、5目教育費寄附金では、だいしんグリーン財団様からの図書館図書購入に係る社会教育費寄附金として10万円を計上いたしました。

次に、款19諸収入、項4雑入、6目雑入の損害共済金でございますが、歳出でも説明させていただきましたが、公共文教施設災害復旧費及びその他公共施設・公用施設災害復旧費の実績により、財源である建物災害共済金266万7,000円を減額補正いたしました。

最後に、12ページでございますが、款20町債、項1町債、4目教育債の1節小学校債では、笠郷小学校空調設備改修工事及び委託業務の実績見込みによりまして、学校教育施設等整備事業債で510万円を、また2節社会教育債では、上多度公民館新築工事及び委託業務の実績見込みにより社会教育施設整備事業債で30万円をそれぞれ減額補正させていただきました。

以上で、教育委員会に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は内容ごとに各常任委員会に付託の上、審査をしたいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は各常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は各常任委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

これより暫時休憩といたします。

再開は13時10分です。よろしくお願いいたします。

（午後 0 時10分 休憩）

（午後 1 時10分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第25、議案第18号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第18号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,054万2,000円を追加し、予算総額を36億3,700万4,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、平成30年度国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定、平成29年度特定健康診査・保健指導負担金（県費分）の交付額確定等に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 伊藤住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（伊藤幸広君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について、御説明を申し上げます。

款1総務費、項2徴税费、1目賦課徴収費では、納税機関取扱手数料において、国民健康保険税の普通徴収による納付回数を8回から10回に変更したことに伴いまして、国民健康保険税納税機関取扱手数料を10万円増額いたしました。

次に、款5基金積立金、項1基金積立金、1目国民健康保険基金積立金につきましては、平成30年度の国民健康保険事業費納付金におきまして、当町は激変緩和措置として

1億3,000万円が緩和されてございます。しかしながら、事業費の納付金の算定は毎年行われ、さまざまな要因によりまして変動することが予測されることから、今後の納付金対策といたしまして基金積立金を1億3,000万1,000円増額いたしました。

また、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金では、平成29年度特定健診検査等事業費負担金の交付額の確定によりまして、県支出金の精算返還金といたしまして44万1,000円を増額いたしました。

続きまして、6、7ページの歳入について、御説明を申し上げます。

款6県支出金、項1県補助金、2目国庫負担金減額措置対策費補助金で平成30年度岐阜県国民健康保険国庫負担金減額措置対策費補助金の交付額の確定によりまして235万5,000円を増額いたしました。

次に、款8繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、平成30年度国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定に伴いまして、保険基盤安定繰入金を2,137万円増額いたしました。

また、款9繰越金、項1繰越金、1目繰越金で、財源調整といたしまして1億681万7,000円を充当するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第26、議案第19号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第19号 平成30年度養老町立食肉

事業センター特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、予算総額に変更はございませんが、歳入において、使用料で406万円、繰越金で84万円をそれぞれ減額し、一般会計繰入金で490万円を増額し、歳出において同額の財源更正を行いました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 松岡農林振興課長、補足説明。

○産業建設部農林振興課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、予算総額の変更はございませんが、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、一般財源の減額と特定財源の増額で490万円の財源更正を行いました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款1事業収入、項1事業収入、1目食肉事業センター使用料では、屠畜頭数の減少見込みに伴い406万円、款6繰越金、項1繰越金、1目繰越金で、平成29年度の実績に基づき84万円をそれぞれ減額し、款5繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金で490万円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第27、議案第20号 平成30年度養老町介護保険事業特

別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第20号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ393万5,000円を追加し、予算総額を29億6,253万4,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、保険者機能強化推進交付金を受け入れ、介護保険基金積立金を積み増すものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出をごらんください。

款3基金積立金、項1基金積立金、1目介護保険基金積立金では、積立金393万5,000円を増額いたしました。

款4地域支援事業費では、今年度交付されます保険者機能強化推進交付金の目的が市町村が行う市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取り組みに充当することになっているため、該当します地域支援事業のほうに充当し財源更正を行うものです。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款4国庫支出金の国庫補助金、5目保険者機能強化推進交付金では、平成30年度内示額の393万5,000円を計上いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第28、議案第21号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第21号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加し、予算総額を1,614万4,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、給付管理件数の動向による必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、1目一般管理費の介護サービス事業関係職員費では、サービス収入増加により財源更正を行うものです。

款2サービス事業費、項1介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では、介護予防ケアマネジメント業務において委託件数の動向により委託料を7万3,000円増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款1サービス収入、項1介護予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入では、介護予防ケアマネジメント報酬の動向により37万3,000円を増額いたしました。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、繰入金を30万円減額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第29、議案第22号から日程第42、議案第35号までの14議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑を行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第29、議案第22号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第42、議案第35号 平成31年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの14議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました議案第22号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第35号 平成31年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までにつきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、各予算の詳細につきましては、この後設置が予定されております予算特別委員会において各担当部課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、議案第22号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れから議案第24号 平成31年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れまでについて、一括で説明をさせていただきます。

この繰り入れにつきましては、各特別会計でそれぞれの事業を実施するため地方財政法第6条の規定により一般会計から繰り入れるもので、繰入額といたしましては、食肉事業センター特別会計5,360万円、公共下水道事業特別会計2億3,557万3,000円、農業集落排水事業特別会計2,262万8,000円でございます。

次に、議案第25号 平成31年度養老町一般会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

平成31年度一般会計予算は、国の予算を最大限に活用して歳入歳出予算総額が129億800万円で、前年度比較24億3,200万円、23.2%の増であります。

歳出の主なものは、競争力強化生産総合対策条件整備事業 ―― 産地パワーアップ事業でございますが ―― 20億907万3,000円、認定こども園整備事業4億4,083万2,000円、ふるさと納税推進事業1億5,684万7,000円、プレミアム付商品券事業1億5,628万5,000円、防災行政無線デジタル化整備事業9,256万7,000円、地域未来投資促進法関連事業2,200万円、移住定住促進事業771万円などがございます。

次に、議案第26号 平成31年度養老町国民健康保険特別会計予算について、説明をさせていただきます。

平成31年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ34億3,780万円、前年度比較マイナスの4,340万円、1.2%の減であります。

減額の主なものは、平成28年度県借入金に伴う町負担分の一般会計繰出金が皆減となったことなどによるものです。

次に、議案第27号 平成31年度養老町簡易水道特別会計予算について、説明させていただきます。

平成31年度簡易水道特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ2,440万円で、前年度比較540万円、28.4%の増であります。

増額の主なものは、簡易水道施設整備基金への積立金の増であります。

次に、議案第28号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計予算について、説明をさせていただきます。

平成31年度食肉事業センター特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ1億3,600万円で、前年度比較180万円、1.3%の増で前年度とほぼ同額であります。

次に、議案第29号 平成31年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算について、説明をいたします。

平成31年度住宅新築資金等貸付特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ500万円で、前年度比較マイナスの480万円、49%の減であります。

減額の主なものは、地方債償還金の減などによるものでございます。

次に、議案第30号 平成31年度養老町上水道事業会計予算について、説明させていただきます。

平成31年度上水道事業会計予算は、3条会計の収益的収入は4億6,490万円で、前年度比較マイナス100万円、0.2%の減、収益的支出は4億3,080万円で、前年度比較マイナス720万円、1.6%の減でございます。

次に、4条会計の資本的収入は1億2,090万円で、前年度比較8,960万円、286.3%の増、資本的支出は3億6,240万円で、前年度比較1億320万円、39.8%の増であります。

資本的収入の増の主なものは企業債の増でございます。資本的支出の増の主なものは

建設改良費の増でございます。

次に、議案第31号 平成31年度養老町公共下水道事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。

平成31年度公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出総額が3億7,490万円で、前年度比較マイナス1,210万円、3.1%の減でございます。

減額の主なものは、公共下水道事業計画変更業務委託費、料金システム使用料及び賃借料などでございます。

次に、議案第32号 平成31年度養老町農業集落排水事業特別会計予算について、御説明いたします。

平成31年度農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出総額が3,080万円で、前年度比較マイナス20万円、0.6%の減で前年度とほぼ同額でございます。

次に、議案第33号 平成31年度養老町介護保険事業特別会計予算について、御説明させていただきます。

平成31年度介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出総額が28億9,400万円で、前年度比較2,400万円、0.8%の増でございます。

増額の主なものは、介護サービス給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費の増などによるものでございます。

次に、議案第34号 平成31年度養老町介護サービス事業特別会計予算について、御説明いたします。

平成31年度介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出総額が1,600万円で、前年度比較80万円、5.3%の増で前年度とほぼ同額でございます。

最後に、議案第35号 平成31年度養老町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

平成31年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額が3億2,730万円で、前年度比較890万円、2.8%の増でございます。

増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増などによるものでございます。

以上で、一括上程を賜りました議案第22号 平成31年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第35号 平成31年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大橋三男君） 9番 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） 3点について、質疑をいたしたいと思います。

まず1点目として、地域自治町民会議についてであります。

町長の公約の一つであります町民と協働のまちづくりを進めるため、地域のことは地域で決められる新しい仕組み、地域自治町民会議を平成26年3月定例会でこれに関する条例を制定し、4月1日から施行され推進されておるところですが、現在、上多度、広幡、笠郷の3地区のみで、他地区での取り組みが見えてこない状況であります。

先月15日、岐阜新聞で大橋町長はインタビューで3期目の抱負として、地域主体で課題に対応していく地域自治町民会議の制度を積極的に進め、役割分担しながら住民協働のまちづくりを進めると語っておられます。

今回、予算案において、未設置の地区には立ち上げを支援し、設置済みの地区にも活動基盤が強化されるよう支援するとして1,030万9,000円を予算計上してありますが、具体的にどのように推進していくのか。

また、上多度地域自治町民会議においては、平成27年4月2日に設立して以来、4年間、着実に事業展開をしてきました。また、平成27年12月には平成28年度から平成37年度の10年間にわたる「多世代が楽しく暮らせる住みよいまち 上多度～住民一人ひとりが輝き、子どもからお年寄りまで楽しく暮らすことができるまちへ～」とした立派な上多度地域まちづくり計画が策定されております。ここに概要版がございます。ということで、我々上多度地区、私も上多度地区の住民ですが、確実に活動力、行動力がレベルアップしているところでございます。

そこで、さらなるステップアップすべき養老町先進モデルとなるべき経費削減に寄与する指定管理者制度を活用し、自治町民会議の窓口業務を受託することを求めますが、見解を伺います。

2点目としては、予算案政策策定に当たり、昨年11月、町の未来をみんなで考えようとして養老町まちづくりアンケートを実施されました。第6次総合計画に向けてのアンケートでございます。

いいアイデアはスピード感を持って実行すべきと思いますが、このアンケートから予算編成に何か反映されたものがあったのか。また、町職員から新たな人口減少対策を募られましたが、この点についても伺います。

3点目として、高齢者福祉、老人福祉についてであります。

町長は、3選後の昨年11月26日、中日新聞のインタビューの中で、3期目の課題はとして、差し迫った課題は、防災と人口減少、少子・高齢化、これまでも住民との協働のまちづくりを目指してきたが、住民との意思疎通も重要であると。対話の機会をさらにふやし、意見をよく聞いて政策に生かすことで住民に寄り添っていききたいと、このよう

に述べられております。

今回の予算提案を見ると、高齢者、老人福祉に対して手厚い予算組みとは言いがたいと思いますし、今、町内を回りますと高齢者との対話の中で、まさに介護難民が発生しようとする事案があります。車椅子しか移動できず、大変御苦労されております。高齢者が安心して暮らせるために、より一層の施策が必要と考えております。

詳細は後日の予算委員会で議論させていただきますが、養老と名のつく我が町ですが、町名に恥じない高齢者、老人福祉についての見解を伺います。

以上、3点伺います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず地域自治町民会議についてでございます。

現在、地域自治町民会議は上多度、笠郷、広幡の3地区で設立されており、それぞれに活発に活動をしていただいております。

未設置の地区に対しましては、これまでも各地区で説明会を開催し、設立についての御理解を求めてまいりました。新年度におきましても、区長会を初め各種団体に対し設立の趣旨や目的などを重ねて御説明申し上げるとともに、設置済みの地区での活動内容や取り組み状況についても説明し、設立後の具体的な様子もお伝えしてまいります。

また、設置済みの地区に対しましては、地域総合活動交付金による財政面の支援に加え、活動内容に応じて包括連携協定を締結している岐阜大学等に有識者の派遣要請を行うなどするほか、新年度には各地区の会長が一堂に会し意見交換、情報交換を行う場を設け、自治町民会議の活動の充実を図ってまいります。

次に、指定管理者制度の活用についてでございます。

本町で最初に設立された上多度地域自治町民会議では、地域の課題解決に積極的に取り組むとともに、各地区の防災マップを随時更新されるなど精力的に活動していただいております。さらには、一昨日に上多度プラザの竣工式を終え、まさに新たなスタートを切られたところでもございます。

議員御提案のとおり、地域自治町民会議は指定管理者となり地区公民館や町の施設の管理運営を行うことが可能な団体でございます。しかしながら、実際に制度を活用するに当たっては、個人情報取り扱い、開館時間中の人員の確保、業務の引き継ぎなど細心の注意が必要な事項も多々ございますので、今後は庁舎内や各地域自治町民会議と議論を行ってまいりたいと考えております。

2点目の御質問でございます。まちづくりアンケート及び職員提案事業に関する御質問にお答えをさせていただきます。

養老町第5次総合計画の終期を2021年3月末に控え、平成30年度から新たなまちづくりビジョンの策定に着手しており、町民の方々の声をビジョンに反映させるための基礎

資料集めのため、昨年11月にまちづくりアンケートを実施いたしました。非常に多くの方々に御協力をいただき、まことにありがとうございました。

調査内容については、庁内各課の職員で構成するプロジェクトチームで検討したものであり、集計に関しても、現在、職員が手作業で進めているところでございます。新年度以降、本格的に策定するビジョンの基礎資料として十分活用させていただきます。

また、急激な少子・高齢化に対応し、人口減少に歯どめをかけるをかけるため、昨年8月には人口減少対策に伴う施策を職員から提案してもらい、270余りの事業の提案がございました。企業誘致を初め、空き家対策や子育て支援、移住・定住、公共交通など多岐にわたる事業の提案がございましたが、新年度は移住・定住、空き家対策の2つの施策で内容を精査し、予算化をしております。

1つ目は、移住・定住についてであり、従来の子育て世帯住宅取得支援事業補助金をUIJターン、3世代同居・近居、孫育てに拡充いたしました。本町は、国勢調査の結果から、3世代世帯が県内でも3番目に多い結果となっており、今後も高齢化が進行していくことから、3世代同居、2キロ以内の近居に着目をいたしました。

2つ目は、空き家利活用促進事業でございます。空き家の利活用の促進を図るため、改修工事費用の一部を補助することで防災、防犯、衛生、景観などの住生活の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

3点目の質問でございます。

議員の発言の中にありました介護難民の発生とは、現在、本町では介護タクシーを運営する事業者1社が今年度末で事業から撤退されることにより、タクシーを利用できなくなる人が多数発生する問題のことと推察をいたします。

この件につきましては、担当課において現状の把握、今後の対応方法を調査・検討しているところでございます。詳細につきましては、予算特別委員会で担当課から回答をさせていただきます。

また、新年度予算案では、高齢者、老人福祉に対して手厚い予算組みとは言いがたいのではとの感想をお持ちのようでございますが、厳しい財政状況の中、維持管理経費は見直しにより削減をしておりますが、医療給付費等住民サービスに係る経費につきましては縮小せず予算計上しておりますし、住民主体で認知症予防に取り組む脳活リーダー研修を新規事業として予算計上するなどの措置をとっております。予算ではございませんが、地域自治町民会議で補完していただくなど、すなわち地域住民のお力をおかりすることで高齢者福祉の充実に資していきたいと思っております。

予算特別委員会で十分な御審議をいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 1点、概要についてお伺いしたいと思います。

今回もちょっと大型の20億円ほどの国からのサラダコスモのやつがありましたので大幅増となっておりますが、それを除いても一般会計、約4億円ほど増になっておるかなと思うんですけど、細かい数字が違っていたら訂正いただけたらいいと思うんですけども、人口減少の中で財源、歳出がふえていくというのはかなり厳しい状況かと思うんですけども、このあたりの考え方についてお答えいただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長（田中信行君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

人口減少の中で非常に財政状況が厳しいというところで、どのように予算を編成したかというようなことであろうかとは思いますが。

確かに非常に財政状況は、はっきり言いまして厳しいです。町税等も一般財源の増加が見込めない中で、予算編成方針においては、重要施策として子育て支援、安心・安全や企業誘致、人口減少対策等の新規事業の財源を確保する上で、経常的経費の見直しを徹底的に進めました。同時に、補助金等の特定財源の調査・検討、あるいはふるさと納税のような新たな財源確保の検討も行っております。

そういったことで、こういった厳しい財政状況を乗り越えようというところで予算編成をしておりますので、御理解をお願いします。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 3点について、お伺いしたいと思います。

最初に、岩永議員の質問とちょっとダブる点もあるかと思いますが、一般会計では前年度当初比23.2%増の129億800万円の過去最大額の予算が提案をされてまいりました。

ここ数年、大まかに自然減、年間200人、あるいは社会減、年間300人、合計年間500人で人口減が推移しているところです。これを単純に2040年まで続くと想定すると、2040年には町の人口は1万8,000人というふうに予想をされます。

この予測を裏づけるかのように、直近の平成30年9月、県の環境生活部統計課が策定した統計から見た養老町の現状というレポートでは、さらに人口減少が加速し、2040年の予測が1万7,572人というふうに出ております。自然減は現状維持を目指し、社会減を抑えるという町の大方針はおおむね妥当だというふうに考えます。

そこで、今回の予算編成に対しては、人口減に伴う歳出のあり方の議論のたたき台として、私どもはこれまで、1. 義務的な民生費は単純に人口減に比例しては減らさないことを念頭に置いていただきたい。2点目は、公共事業の重点を新設から現存する生活インフラの維持管理に移していただきたい。3点目は、新規の公共事業は分割発注も含め町内業者を優先し、短絡的なコストカットに陥らない、資産が養老町内各地域で循環

する視点を持っていただきたい。4点目は、結果予測の曖昧な投資的な出費を控えていただきたい。5番目は、病院や学校などの人口維持に直結する公共施設の統廃合は行わないでいただきたい。6点目は、雇用の確保を企業誘致のみに矮小化せず、有形・無形の町内資産に目を向ける。誘致の補助金の食い逃げ、誘致しても雇用はふえない。撤退時の取り決めをしていないなどの企業誘致の大失敗によく学んでいただきたいというようなことを提案してまいりましたが、今回の予算編成に当たって、町の基本的な視点、どのような形で働いたのかという点について、お答えいただきたいと思います。

2点目は、第6次総合計画とも言える（仮称）養老町まちづくりビジョンの策定の委託料が計上されておりますけれども、これはこれまでのまちづくりのように座長を有識者にお越しいただいた中で各審議会で行っていくのかという点について、お願いしたいと思います。

2点目は、少し細かくなりますが、各種団体の補助では、解放同盟の養老支部に前年度75万交付されていたのが、ことしはゼロ円、あるいは養老鉄道を守る会の前年度8万4,000円の補助金がゼロというように上がっておりますけれども、これらは歴史的な役割を果たしたということで解放同盟の養老支部への交付金が廃止されたのか、また養老鉄道を守る会に対しましては、一般的に町と一緒に養老鉄道を活性化していこうという大切な団体だと思いますが、どうして補助が打ち切られたのか、そういう点について伺っていききたいと思います。

さらに、各種団体補助金の査定にどのような指針が持たれて予算編成を組まれたのかについて、伺いたいと思います。

3点目は、施政方針に税の臨戸徴収を含めた滞納処理をより一層強化するとうたいました。

この臨戸徴収は、現金も取り扱う徴収でしょうか。これまで、公金の取り扱いマニュアルの中でいろいろと徹底をしてまいりましたが、ここ数年、公金に対してはいろいろな不祥事がありました。いまだ解決に至っていない、そういう問題もございますが、特に税の徴収に関しては夜間に行われ、その後、庁舎内でどのように保管され、どのような処理がされていくのか。今の公金マニュアルの対応の中で対応できない部分、できる部分もあると思いますが、その点について、どのように検討され議会に提案されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 私のほうから、1点目の御質問に対して、工夫して予算を行ったかと、どのような方法でということでございます。

町税等の一般財源の増加が見込めない中で、予算編成方針におきまして重要施策に掲げた子育て支援、安心・安全や企業誘致、人口減少対策等の新規事業の財源を確保する上で、経常的経費の見直しを進めると同時に、補助金等の特定財源の調査・検討、ふる

さと納税のような財源確保の検討を行ってまいりました。

各部局につきましては、歳入の仮算定や予算配分などとなり年末に確定する政府予算や地方財政計画の内容、制度の改正や税収の増減等により財源状況が大きく変動した場合の対応が困難であるため、導入はしておりません。以上でございます。

2点目、3点目につきましては、各担当課より御説明申し上げます。

○議長（大橋三男君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 2点目の養老町のまちづくりビジョン策定の関係で、今までみたいなやり方かというような御質問について、お答えさせていただきます。

第5次総合計画にかかります未来を見据えました夢と誇りを持ち続けられるまちづくりを推進するため、その方向性を示すビジョンを策定する必要があるかと考えております。

本町の現状や社会情勢などを踏まえ、地域の強みや特性を生かしたもの、わかりやすいもの、戦略性の高いもの、また活用されるもの、分野別の計画と整合したもの、そういったものとする必要があると考えております。

策定の体制としまして、庁舎内全域で横の連携を強化するため、いろいろと昨今、事業、制度が多様化しておりますので、各課係長級で構成するプロジェクトチーム委員を設置して作業を進めたいというふうに考えております。また、部課長で組織します企画調整会議、策定委員会ですけれども、そういったもので協議しながら構想の素案を策定してまいりたいというふうに考えております。

住民参加の部分では、先ほどちょっと町長がお答えしましたけど、昨年11月に町民アンケートを18歳以上の人2,000名を対象として実施しております。主に満足度やまちづくりに関するニーズを把握して、現在、担当課で手作業で集計をしております。

これ以外にも、今回は町内唯一の高校である、いろいろアイデア等を提案してくれる大垣養老高校の2年生全生徒を対象に調査を行っております。

今後は、町長と語る会や一般の町民の方によるワークショップ、ワールド・カフェ方式かがやがや方式、いろいろな方式が考えられますけれども、各種団体等にも御協力いただきながらヒアリングを実施してまいりたいというふうに考えております。

こういった町の主要計画は、町長の諮問に応じまして養老町計画審議会が設置されております。その中には、委員として学識経験を有する者と明記されておりますので、包括連携協定を結んでおる岐阜大学の教授または近隣の大学の先生にも有識者として御参加していただきたいというふうに考えております。当然、公募委員として、町民の方からも意欲ある方に参加をしていただきたいというふうに考えております。できるだけ町民、多くの方の意見が吸い上げられるまちづくりビジョンとなるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（大橋三男君） 伊藤住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（伊藤幸広君） ただいまの水谷議員、質問2点目の団体助成の関係、私のほうからは解放同盟さんのお話が出ましたので、御答弁させていただきたいと思います。

先ほど、水谷議員さんは、もう役目を終えたのかというような形でお話もございましたが、この解放同盟さんへの補助金でございますが、養老町人権啓発活動事業費補助金交付要綱に基づいて補助をさせていただいております。

第2条の補助対象者の中に養老支部さんが入っておるわけでございますが、現在、解放同盟様のほうがちょっと団体的に休止中であるといったような形で、現在、活動を行っておみえになりません。お支払いのほうといたしますか、補助は28年までは補助をさせていただいておりますけれども、29年、30年、この2年間、休止中であるということで補助のほうはさせていただいてございません。

ただ、今後また再度体制を見直して活動され、かつ人権啓発活動事業費の補助要綱に適する内容の事業をされるようになりましたら、また補正等を行ってでも助成はしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） 私からは、養老鉄道を守る会の補助金のカットにつきまして、お答えを申し上げます。

昨年1月に、養老鉄道の組織が養老鉄道管理機構ということで組織変更いたしました。その関係で、現在、養老鉄道管理機構に支出いたします補助負担金のほうが1億円を超える計上となっております。

守る会の補助金につきましては、守る会自体への補助という意味合いではなく、伊勢神宮に参拝する方に対する補助ということで、これは一例でございますが、3,000円の切符のところ300円補助というような内容でございます。この切符自体、企画自体、大変お得な切符でございます。補助をしなくても十分お得感はあるということでございまして、総合的に考えまして、やはり機構への補助負担金のほうがかなり増加しているという状況でございますので、守る会の補助金カットもやむなしということでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 西川税務課長、答弁。

○総務部税務課長（西川敏明君） それでは、私のほうからは、3点目の御質問で臨戸徴収の際の現金の取り扱いの部分について、お答えをさせていただきたいと思います。

平成25年7月に策定いたしました公金等取り扱いチェックマニュアルの中に、臨戸等で徴収する場合というふうで規定がされてございます。こちらに基づいて事務処理を進めていくつもりでございます。こちらに基づいて事務処理を進めていくつもりでございます。2人1組体制でまず訪問いたしまして、時間内の徴収金につきましては記帳後すぐに、時間外の徴収金につきましては翌日というような形で、入金いたしますのはどちらにしましても翌日になる可能性が高うございますが、しっか

りと公金ということで管理のほうをしていきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2月27日に各紙が町の予算の報道をいたしました。

複数議員にもこの予算案に対して、本当にこんな金額を計上して大丈夫かというような町民からのびっくりと言おうか、不安の声もあるわけですので、ぜひその声も御承知おきいただきたいなあというふうに思っています。

予算執行に当たっては、いろんな失敗例がございますので、特に大きな企業誘致の件に関しましても、町はしっかりしっかり書類を確認しながら、県や国と連携した中で完成までの役割を果たしていただきたいなあということを強く思います。

それから、人権住民課の課長は、29年、30年に解放同盟に交付していないということですが、それであれば、各種団体補助一覧表、議員に渡っている内容においては、平成30年度当初予算で75万円、29、30に休止しているということですので、この書き方は不適切だと思いますので指摘しておきたいと思えます。

○議長（大橋三男君） 伊藤住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（伊藤幸広君） 補助金情報のほうは当初の予算ということで書かせていただきました。予算上は上げてございましたので、ちょっと上げさせていただいて、実績という形で考えておりませんでした。申しわけございませんでした。

○議長（大橋三男君） 水谷議員、よろしいか。

○13番（水谷久美子君） はい。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

ただいまの日程第29、議案第22号から日程第42、議案第35号までの14議案については、養老町議会委員会条例第5条第1項の規定により、予算特別委員会を設置し審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの14議案については、予算特別委員会を設置し審査を付託することに決定いたしました。

○議長（大橋三男君） 最後に、日程第43、選任第1号 予算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、養老町議会委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任するこ

とになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがいまして、私から指名をいたします。

予算特別委員会委員には、13番 水谷久美子君、12番 青山貞一君、11番 林輝見君、10番 松永民夫君、9番 田中敏弘君、7番 早崎百合子君、6番 吉田太郎君、5番 三田正敏君、3番 長澤龍夫君、2番 岩永義仁君、1番 北倉義博君、以上の11名を選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員には、ただいまの11人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせをいたします。

なお、休憩中に予算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は4階北委員会室にてお願いをいたします。早速、よろしく申し上げます。

（午後2時10分 休憩）

（午後2時17分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

休憩中に予算特別委員会が開催をされました。その結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 三田正敏君。

○予算特別委員長（三田正敏君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもと予算特別委員会を開会いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、三田正敏が指名推選により、副委員長には岩永義仁委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら平成31年度一般会計及び特別会計等の予算審査を行いたいと思います。

なお、審査に当たっては、限られた日程の中ではありますが、町民の目線により効率かつ効果的な予算編成がなされるよう、1年間の全事業について慎重な審査を行い、各委員により指摘した事項に今後どのように予算執行されるかという継続的な視点を持って決算委員会に生かしていきたいと存じます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

なお、議案審査の付託先であります総務民生委員会は3月7日木曜日の午前9時30分から、また産業建設委員会は3月7日木曜日の午後1時30分から開催されるよう要請を

いたします。

なお、本日設置をいたしました予算特別委員会は3月8日金曜日、11日月曜日及び12日火曜日の3日間とし、いずれも午前9時から開催されるように要請をいたします。

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

議案精読及び委員会審査のため、あす3月5日から3月18日までの14日間は休会にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、あす3月5日から3月18日までの14日間は休会することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これもちまして散会いたします。

なお、議会2日目は3月19日火曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時25分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年 3 月 4 日

議 長 大 橋 三 男

議 員 岩 永 義 仁

議 員 長 澤 龍 夫

